

■助成額算出表

別表1-1 一般建築助成費（耐火建築物）

別表1-2 一般建築助成費（準耐火建築物）

※対象は1階から3階までの床面積の合計とする。

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	220	～ 240	3,890
5	～ 10	98	240	～ 260	4,087
10	～ 15	197	260	～ 280	4,284
15	～ 20	295	280	～ 300	4,481
20	～ 25	394	300	～ 320	4,678
25	～ 30	492	320	～ 340	4,875
30	～ 35	591	340	～ 360	5,072
35	～ 40	689	360	～ 380	5,269
40	～ 45	788	380	～ 400	5,466
45	～ 50	886	400	～ 420	5,663
50	～ 60	985	420	～ 440	5,860
60	～ 70	1,182	440	～ 460	6,057
70	～ 80	1,379	460	～ 480	6,254
80	～ 90	1,576	480	～ 500	6,451
90	～ 100	1,773	500	～ 550	6,648
100	～ 110	1,970	550	～ 600	6,944
110	～ 120	2,167	600	～ 650	7,239
120	～ 130	2,364	650	～ 700	7,535
130	～ 140	2,561	700	～ 750	7,830
140	～ 150	2,758	750	～ 800	8,126
150	～ 160	2,955	800	～ 850	8,421
160	～ 170	3,152	850	～ 900	8,717
170	～ 175	3,349	900	～ 950	9,012
175	～ 180	3,447	950	～ 1,000	9,308
180	～ 200	3,496	1,000	～	9,603
200	～ 220	3,693			

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	220	～ 240	2,982
5	～ 10	75	240	～ 260	3,133
10	～ 15	151	260	～ 280	3,284
15	～ 20	226	280	～ 300	3,435
20	～ 25	302	300	～ 320	3,586
25	～ 30	377	320	～ 340	3,737
30	～ 35	453	340	～ 360	3,888
35	～ 40	528	360	～ 380	4,039
40	～ 45	604	380	～ 400	4,190
45	～ 50	679	400	～ 420	4,341
50	～ 60	755	420	～ 440	4,492
60	～ 70	906	440	～ 460	4,643
70	～ 80	1,057	460	～ 480	4,794
80	～ 90	1,208	480	～ 500	4,945
90	～ 100	1,359	500	～ 550	5,096
100	～ 110	1,510	550	～ 600	5,322
110	～ 120	1,661	600	～ 650	5,549
120	～ 130	1,812	650	～ 700	5,775
130	～ 140	1,963	700	～ 750	6,002
140	～ 150	2,114	750	～ 800	6,228
150	～ 160	2,265	800	～ 850	6,455
160	～ 170	2,416	850	～ 900	6,681
170	～ 175	2,567	900	～ 950	6,908
175	～ 180	2,642	950	～ 1,000	7,134
180	～ 200	2,680	1,000	～	7,361
200	～ 220	2,831			

別表2 加算される助成金

名称	要件	助成額
除却助成費	不燃化促進区域内にある耐火建築物以外若しくは準耐火建築物以外又は昭和56年6月1日より前に建築された建築物と、それに付随する工作物（以下「建築物等」という。）の解体除却工事を行う場合に要する費用並びに大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除却費及び処分費を助成対象とし、対象建築物等の延べ面積に10,000円/㎡を乗じて得た額を助成費の上限とする。	木造 23,000円/㎡ 非木造 30,000円/㎡ ※木造に限り、石綿除却費の費用については、上記計算の助成金額に収まらなかった場合でも、追加で助成します。（上限あり）。
仮住居助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、仮住居に係る費用を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	300,000円
動産移転助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物から仮住居に移転し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する場合に、動産移転に係る費用（保管に係る費用を含む。）を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	180,000円
移転雑費助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、次の(1)から(3)までの合計額を移転に係る費用の助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。 (1)建築確認申請手数料 (2)工事監理費 (3)登録免許税（登記手数料）	540,000円

※加算される助成金について、実費を確認できる書類（領収書等）の提出が必要になります。
※助成金額については年度ごとに変更になることがあります。

不燃化促進助成額の計算例

都市防災不燃化促進事業の不燃化促進助成限度額は、基本的に、3階までの床面積の合計に応じて定まっています。下記のモデルケースを参考にしてください。

注) 助成金額については年度ごとに変更になることがあります。

モデルケース

「木造2階建て建物」を除却し、
「3階建て準耐火構造の建物」を建築した場合

